

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系ポンプテストバイパス弁及び同戻り弁のハンドル部銘板が取付られていないため、当該銘板を取付	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-43）窒素圧力計のねじ込み接続部に窒素リーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	12月6日再審議にて グレード変更 D → C
3	3号機	炉心性能計算プログラム修正業務において、システム待機用磁気ディスクに故障が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	原子炉隔離時冷却系電動弁自動開閉試験において、隔離模擬信号投入時、最小流量バイパス弁が自動閉しない事象が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
5	3号機	定期事業者検査のうち監視機能健全性確認検査（M1）において、要領書（機器番号）に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
6	3号機	残留熱除去系温度記録計に指示不良（打点4：熱交換器B出口海水温度の乱点）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	総合インターロック（論理回路）社内検査において、原子炉水位高模擬信号投入時、発電機トリップ論理回路が正常に動作しないため、対応検討	C	
8	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）軸受箱振動記録計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系遠心脱水機洗浄弁空気駆動制御用電磁弁にエアリーク（微小）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	コントロール建屋地下1階バッテリー室換気空調系局所空調機室外機クランクケースヒータに故障が認められたため、当該ヒータを修理	D	
11	5号機	主復水器ホットウェル水位調整弁の保温材留め金具に破損が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	原子炉廻りの除染作業で使用したゴム手袋を誤って放射線モニタ付近に置いたことにより、「原子炉建屋換気空調系放射線モニタ高」の警報が発生したため、対応検討	B	
13	6号機	高圧炉心スプレー系非常用ディーゼル発電機ディーゼル機間試運転において、シリンダ内圧力測定用コック弁の操作中に外れが認められたため、試運転を中断し当該コック弁を修理	C	
14	6号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）渦流探傷検査において、チューブ（4本）に判定基準外が認められたため、当該チューブを閉止栓施工	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系サージタンク水位計に指示不良が認められたため、当該水位計を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）海水逆洗弁開度指示計ガラスカバー取付け部のゴムパッキンに破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	
17	集中環境施設	換気空調系廃棄物エリア排風機室床ドレンファンネル配管集合部に析出物が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	その他	原子吸光分光光度計のデータ処理用パソコンに起動不良が認められたため、当該パソコンを修理	D	
19	その他	水処理設備排水処理装置中和ポンプ（A）メカニカルシールにリーク（1滴／5秒間）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで